

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 沖縄市の発注に係る(仮称)広域火葬場運営計画検討業務委託(以下「委託業務」という。)の受託

(2) 前号に附帯する業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、●●株式会社・●●事務所共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を●●県●●市●●●丁目●番●号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、当企業体に係る業務委託の履行完了後3ヵ月を経過する日までは、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、第1項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 ●●県●●市●●●丁目●番●号

名 称 ●●株式会社

住 所 ●●県●●市●●●丁目●番●号 ●●マンション101

名 称 ●●事務所

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、●●株式会社 代表取締役 ●● ●● を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行う

ことを名義上明らかにした上で、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。なお、当該委託業務の契約金額の変更があっても、この比率は変えないものとする。

代表者	●●株式会社	●●%
構成員	●●事務所	●●%

(運営会議)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議のうえ決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の請負契約の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関) ※代表者の口座に設定することも可能

第11条 当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが委託業務中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を履行する。

(構成員の除名)

第15条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者

の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を履行する。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退し若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合には、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●株式会社 外 1 社は、上記のとおり●●株式会社・●●事務所共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を ○ 通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、沖縄市へ1通を提出するものとする。

令和 年 月 日

代表者 住 所 ●●県●●市●●丁目●番●号

商 号 又
は 名 称 ●●株式会社

代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

構成員 住 所 ●●県●●市●●丁目●番●号
●●マンション101

商 号 又
は 名 称 ●●事務所

代表者名 ●● ●●

印